

# 日本の「AIロボティクス戦略」における知財戦略の妥当性と課題、並びに解決策の提言

ChatGPT-5.5

## エグゼクティブサマリー

日本[1]の「AIロボティクス戦略」は、方向性としてはかなり妥当です。理由は明確で、①フィジカルAI時代の競争力の源泉を、単なるモデル性能ではなく、現場データ・制御・安全・保守・量産を含む「統合力・運用力」に置いたこと、②供給側と需要側を同時に設計し、導入→データ取得→モデル改善→横展開の循環を政策の中心に据えたこと、③短期は点検・搬送・清掃・パレタイズ等の「8共通タスク」に絞り、中長期に「指作業」へ広げる段階設計をとったことにあります。2040年に世界市場3割超、国内20兆円、2027年6月頃の国産ロボット基盤モデルβ版公開という目標も、政策的な牽引力を持つ水準です。[2]

ただし、知財戦略としては未完成です。戦略本文は、標準化、データスペース、AI-Ready化、権利処理、安全性認証、データセキュリティを掲げていますが、特許・著作権・営業秘密・限定提供データ・個人データ・オープンソース・標準必須特許・大学発知財・モデル更新契約をどう組み合わせるかという実装ルールまでは定めていません。現状の日本の制度基盤は、AI法、AI事業者ガイドライン、AI・データ契約ガイドライン、AI民事責任手引き、著作権ガイダンス、不正競争防止法、個人情報保護法、SEP手引き、大学知財ガバナンスガイドライン等に分散しており、ロボティクス向けの知財運用としては断片的です。これは、戦略の方向が誤っているというより、政策の核であるはずの知財ガバナンスが暗黙知のまま残っているという問題です。[3]

本報告の結論は次のとおりです。日本が採るべき知財戦略は、特許中心主義でも、データ所有権新設論でもなく、「多層型の権利設計」です。すなわち、発明・要素技術・安全機構は特許、学習済みモデルの一部・チューニング手法・運用ノ

ノウハウ・評価ログは営業秘密、第三者と共有する運転データや派生データは契約＋限定提供データ、訓練素材や出力の市場代替リスクには著作権ガバナンス、相互運用性の中核になるインターフェースや安全仕様は標準化＋FRAND/RAND 型ライセンス、大学・スタートアップ連携はモデル契約＋株式・新株予約権等を組み合わせるべきです。新たな包括的「データ所有権」を急いで創設するより、この多層構造を共同指針・モデル契約・証拠保全・審査運用・安全認証で強化する方が、実施可能性も国際整合性も高いと判断します。[4]

## 現行戦略と制度基盤

内閣府[5]と経済産業省[6]が取りまとめた「AIロボティクス戦略」は、多用途ロボットを中心に、16分野を対象とし、短期は8共通タスクの導入、中長期は「指作業」等の難易度の高いタスクへ展開する構造をとっています。供給側では設計開発・生産基盤、ロボット基盤モデルとデータ循環、需要側では導入支援・制度・標準・安全性認証、横断ではCoE整備が柱です。戦略自体は、知財を独立章では扱っていないものの、データのAI-Ready化、権利処理、標準化、データセキュリティ、オープンソースβ公開、国際標準化を明示しており、知財戦略は「埋め込まれた前提」として存在しています。[7]

制度面では、2025年成立・施行のAI法がAI戦略本部とAI基本計画を制度化し、2025年末のAI基本計画はフィジカルAI・政府利用・評価基盤整備を国家方針に位置付けました。さらに、2026年3月のAI事業者ガイドライン第1.2版は、知財侵害や誤情報、複雑なバリューチェーン上の契約・リスク分配を整理し、2026年4月のAI利活用における民事責任手引きは、既存法の解釈適用を示しています。ロボティクスの知財戦略は、これらの横断AI制度の上に載る形になっています。[8]

知財の個別制度は、かなり揃っています。特許庁[9]はAI関連発明の出願動向調査、SEP手引き、オープンイノベーションモデル契約書、大学知財ガバナンス関連施策を持ち、文化庁[10]はAIと著作権に関する考え方・チェックリストを公表し、個人情報保護委員会[11]はAPPI見直しで「データとAIの好循環」を明示しています。新エネルギー・産業技術総合開発機構[12]は205億円規模でAIロボット社

会実装用データセット構築と基盤／個別モデル開発を採択し、戦略本文が想定するデータエコシステムに実装資金を付しています。つまり、問題は「制度がない」ことではなく、**制度が分散し、ロボティクスの現場単位で統合されていない**ことです。[13]

以下は、現行の知財ガバナンスが実際にはどのような層で成り立っているかを整理したものです。

#### flowchart TD

A[研究開発・社会実装] --> B[技術成果の棚卸し]  
B --> C1[特許化する発明]  
B --> C2[営業秘密で保持する情報]  
B --> C3[共有データ・派生データ]  
B --> C4[著作物・学習素材]  
B --> C5[標準化対象の仕様・I/F]  
C1 --> D1[出願・国際展開・防衛的公開]  
C2 --> D2[秘密管理・アクセス制御・証拠保全]  
C3 --> D3[契約・限定提供データ・利用条件]  
C4 --> D4[権利処理・記録・出力リスク管理]  
C5 --> D5[標準化・FRAND/RAND・相互運用]  
D1 --> E[導入・更新・保守]  
D2 --> E  
D3 --> E  
D4 --> E  
D5 --> E  
E --> F[安全性評価・責任分界・保険]  
F --> G[ログ・事故情報・モデル改善]

この図が示すとおり、ロボティクスでは知財は単一権利では完結せず、**権利保護・契約・標準・安全・責任が一体で回る構造**になります。現行戦略はこの構造を前提にしているものの、まだ図の各箱をつなぐ共通ルールを欠いています。[14]

## 妥当性評価

評価軸	総合評	
	価	判断
特許・営業秘密・データ権利・著作権・標準・ライセンス	B-	特許庁・文化庁・METI の制度は揃うが、ロボティクス向けに統合されたポートフォリオ指針がない
技術移転と産学連携	C+	大学知財ガバナンスガイドラインと OI モデル契約は整備済みだが、大学発 AI/ロボット知財の契約実装力が弱い
国際競争力と国際標準・協定	C+	日本は産業用ロボットで強いが、AI 関連特許量では中国が圧倒的で、標準化・SEP の攻め筋がまだ弱い
倫理・安全・説明責任	B-	AI 法、AI ガイドライン、民事責任手引きは前進だが、ロボット更新管理・事故ログ・保険実務が未成熟
中小企業・スタートアップ支援	C+	JPO/NEDO/INPIT の支援はあるが、知財費用・契約交渉・標準参加コストが重い
実施可能性とコスト	短期 B/ 中長期 C	8 共通タスクまでは実装可能性が高いが、「指作業」や国際標準主導は追加制度投資が不可欠

この評価の核心は、戦略の**技術・産業政策**としての**妥当性は高い一方、知財政策としての形式知化が不十分**という点です。実際、戦略本文は、データの AI-Ready 化、データスペース、権利処理、標準化、安全論証、国際標準化を重視していますが、個々の権利・契約・標準戦略をどう組み合わせるかは別文書に委ねています。逆に言えば、ここを明文化できれば、戦略全体の再現性は大きく上がります。

[15]

国内企業の事例も、この評価を裏付けます。 [url](https://www.fanuc.co.jp/ja/) ファナック [url](https://www.fanuc.co.jp/ja/) は、ロボット単体ではなく、「FIELD system」というオープンプラットフォームと生涯保守を競争力の基盤に据えています。 [url](https://www.yaskawa.co.jp/) 安川電機 [url](https://www.yaskawa.co.jp/) は、協業とグローバル知財戦略を通じた価値創造を明示し、AI 認識技術を新市場へ展開する方針を示しています。さらに、AI ロボット協会[16]は NEDO の 205 億円事業でデータセット構築と基盤/個別モデル開発を担っており、ここではクロズドな秘匿だけでなく、オープンソース  $\beta$  を含むエコシステム型知財設計が前提になっています。つまり、先進企業・団体はすでに「特許だけでは勝てない」前提に立っており、戦略本文の方向は現場とも整合的です。[17]

## 問題点一覧

問題	何が足りないか	政策・事業上の影響	主な根拠
特許偏重	特許・営業秘密・データ契約・著作権・標準化の使い分け基準がない	発明は出願されても、運用ノウハウや学習資産が散逸する	戦略本文は標準化・AI-Ready 化を掲げるが、知財実装指針は別建てで未統合。[18]
データ権利の不明確さ	現場データ、派生データ、学習済みモデル、改良モデルの帰属設計が弱い	需要家がデータ提供を渋り、データ循環が止まる	契約ガイドラインはあるが、ロボティクス特有の継続学習・アップデートに特化していない。[19]
著作権統治の弱さ	学習素材の取得・記録・出力時の市場代替評価・説明責任が弱い	訓練段階は進めでも、商用導入で紛争リスクが残る	文化庁は考え方とチェックリストを公表したが、戦略本文は「権利処理」にとどまる。[20]
標準化・SEP 戦略の不足	I/F、データ形式、安全仕様の国際標準化と SEP/FRAND 運用が未具	日本は部材優位でも、プラットフォーム支配を	戦略は国際標準化を掲げるが、ロボティクス向け SEP 戦略は示さない。

問題	何が足りないか	政策・事業上の影響	主な根拠
	体化	取り逃がす	[21]
産学連携の契約実装力不足	背景知財、改良発明、実施権、研究公表、スピアウト持分の設計が弱い	大学成果が社会実装に乗りにくい	大学知財 GGL は課題として契約マネジメント不足等を明示。[22]
中小・スタートアップの負担過大	出願費用、秘密管理、標準参加、契約交渉、保険が重い	優れた技術が PoC 止まりになりやすい	JPO は大学・スタートアップの知財戦略リソース不足を認識。[23]
責任分界と安全証拠の不足	更新後モデルの責任、事故ログ、保険、説明責任の標準書式がない	本格導入で需要家が躊躇する	AI 民事責任手引きは前進だが、ロボット現場の更新管理実務は今後の課題。[24]
国際競争での知財攻勢不足	AI 特許出願の量・標準参加・海外出願の重点化が弱い	中国等に量で押され、標準・実装の主導権を失う	JPO の AI 関連発明調査では中国が件数で突出、日本は総件数で 4 位。[25]

## 解決策と実施ロードマップ

以下のコストは、政策実装上の**概算レンジ**です。小は概ね数億円規模、中は数十億円規模、大は百億円超を想定しています。精密な予算査定ではなく、優先順位判断のための実務レンジです。

### flowchart LR

- A[共同指針の策定] --> B[モデル契約群の改訂]
- B --> C[データ分類・権利台帳]
- C --> D[安全ケース・責任分界]
- D --> E[標準化・国際出願]
- E --> F[官需調達・SME 支援]

F --> G[ログ還流・モデル更新]

G --> H[監査・紛争解決・保険]

問題	具体的解決策	実施手順	関係者	優先度	想定コスト	法的障壁
特許偏重	「AIロボティクス知財・データ連携指針」を共同策定	6か月で共同WG設置→12か月で公表→18か月で公共調達とNEDO要件に反映	内閣府、経産省、特許庁、文化庁、PPC、AISI、NEDO	最優先	最小～中	新法不要。省庁横断調整が障壁
データ権利不明確	データ分類表+権利台帳+ログ義務を標準装備	現場データを「個人データ/限定提供データ/営業秘密/共有データ」に分類し、派生データ・学習済みモデルの帰属・利用範囲を契約で明示	METI、PPC、需要家、Sler、保険会社	最優先	中	契約実務の定着が障壁。 APPI見直しとの整合も必要
著作権統治の弱さ	学習素材・出力管理のプロトコル化	調達要件に「学習ソース記録」「削除依頼窓口」「出力レビュー」を導入し、文化庁ガイダンス準拠を必須化	文化庁、経産省、需要家、ベンダー	高	小	著作権法改正は直ちに不要。運用設計が核心
標準化・SEP戦略不	ロボティクス版FRAND/RAND指針と特許プール	重点 I/F (通信、地図、ログ、安全 API、充電、遠隔保守)	特許庁、JISC、JARA、企	高	中	SEP 認定の難しさ、競争法

問題	具体的解決策	実施手順	関係者	優先度	想定コスト	法的障壁
足	実証	を選定→JIS/ISO 提案→SEP 候補の開示 ・共同実証	業連合			配慮
産学連携の弱さ	大学向け AI/ロボット特化モデル契約	背景知財・改良発明・研究公表・データ利用・新株予約権を含む雛形を改訂し、TLO/KPI に反映	内閣府、文科省、経産省、大学、INPIT	高	小～中	大学ごとの運用差・知財予算不足
SME/スタートアップ負担	知財・秘密管理・標準化クーポン	出願費用、秘密管理監査、国際標準会合参加、契約レビュー、保険料を一体補助	特許庁、INPIT、NEDO、自治体	高	中	既存補助制度の縦割り
責任分界不足	安全ケース様式と更新責任ルール	事故ログ、更新履歴、学習データ変更履歴、停止権限、保険通知を標準書式化	AISI、経産省、厚労省、保険業界	最優先	中	PL 法・安衛法そのものより、運用基準整備が障壁
国際攻勢不足	国際出願・標準化・防衛的公開の重点配分	重点分野ごとに「特許化」「秘匿」「公開」の判断表を作り、海外出願費用と標準参加費を重点配分	特許庁、経産省、企業、大学	高	中	予算と人材の集中投下が必要

最も重要な提言は三つです。第一に、独自の包括的データ所有権を新設しないことです。現在の日本法でも、契約、限定提供データ、営業秘密、個人情報保護、著作権、ログ証拠化を組み合わせれば実務上かなりの範囲をカバーできます。新たな絶対権は、データ共有と共同研究をむしろ阻害するおそれがあります。第二に、ロボティクス向け標準化・FRAND 戦略を別建てで可視化することです。第三に、安全ケースと責任分界を知財ガバナンスの一部として扱うことです。ロボティクスでは、権利保護ができて事故時の証拠が残らなければ、事業としては成立しません。[26]

## 国際比較の要点

公開一次資料を優先したため、以下は日本・EU・中国・国際標準を中心とする比較です。米国については本報告で用いた一次資料が十分でないため、表からは外しています。

### 比較

項目	日本	EU	中国	含意
訓練用データと著作権	著作権法 30 条の 4 を基礎に比較的柔軟。ただし出力侵害・市場代替・記録管理が論点	権利者保護との調整が強く、透明性要求が相対的に強い	生成 AI 出力を巡る侵害事例が既に現れ、サービス提供者責任も争点	日本は柔軟性を維持しつつ、出力段階の説明責任を強化すべき
データ保護・秘密管理	契約＋営業秘密＋限定提供データ＋APPI の多層構造	営業秘密保護は整備、利用規制・越境・透明性の議論も濃い	データ統制と産業政策の結びつきが強い	日本は新権利新設よりも、多層構造の明文化が有利
AI 特許競争	産業用ロボットでは強いが、AI 特許の量では後位	技術分野ごとの差が大きい	AI 関連発明件数で突出	日本は量ではなく、質・維持・標準化・実装に

比較項目	日本	EU	中国	含意
				集中すべき
標準化・ライセン	SEP 手引きは成熟しているが、ロボティクスに未接続	規制と標準の接続が比較的強い	市場規模を背景にデファクト形成が速い	日本は <b>通信 SEP 型の知見をロボット I/F へ移植</b> する必要がある
安全・説明責任	AI 法、AI ガイドライン、民事責任手引きがある	高度な規制志向	導入速度が速い分、事後責任の扱いが重要	日本は <b>安全ケース型の証拠設計</b> で差別化余地がある

この比較から得られる示唆は単純です。日本の優位は「柔軟な学習環境」そのものではなく、**柔軟性と信頼性を両立できること**にあります。EU 型の強規制をそのまま輸入すると導入速度を落とし、中国型の量的拡大と正面競争すると勝ちにくい。したがって、日本は、**契約・秘密管理・著作権ガバナンス・安全ケース・標準化を組み合わせた高信頼・高再現性モデル**で勝つべきです。[27]

## 参考となる政策・法改正案の草案例

第一に、「**AI ロボティクス知財・データ連携指針**」を、内閣府[5]、経済産業省[6]、特許庁[9]、文化庁[10]、個人情報保護委員会[11]、AISI の共同で策定すべきです。要点は、①データの 4 分類（個人データ、限定提供データ、営業秘密、一般共有データ）、②学習済みモデル・派生モデル・評価ログの帰属ルール、③学習素材と出力の記録保持、④更新責任と停止権限、⑤共同研究終了後のデータ返還・削除・再学習禁止の標準条項、の五つです。新法でなく、まずは共同告示・共同ガイドラインで十分に着手できます。[28]

第二に、不正競争防止法そのものの大改正より先に、**営業秘密管理指針と限定提供データ指針をロボティクス向けに補強**すべきです。具体的には、センサログ、

力覚データ、保全記録、失敗事例、評価データセット、模倣学習用フィードバックを「限定提供データ」または営業秘密として整理する実例集、アクセスログ・ハッシュ・タイムスタンプによる証拠保全方式、共同研究先・委託先・クラウド事業者への委託管理条項を追加するのが有効です。これにより「権利がないから共有できない」ではなく、「共有しても管理できるから共有する」へ転換できます。[29]

第三に、**APPI 見直しをロボティクスに接続**すべきです。現場映像、顔・歩容、音声、作業ログ、介護・警備・店舗内データは、個人情報保護上の論点を必ず含みます。したがって、エッジ匿名化、目的外学習の制限、再識別リスク評価、第三者提供・外国移転時の説明、監査ログ保存、自治体・公共調達向けの標準 DPIA 様式を整備する必要があります。PPC の 2026 年見直し方針は「データと AI の好循環」を明示しており、ここをロボティクスの現場ログまで具体化することが政策上の急所です。[30]

第四に、**ロボティクス版 SEP/FRAND 実務ノート**を策定すべきです。対象は、通信だけではなく、地図データ更新、遠隔保守 API、充電インターフェース、作業ログの相互運用、安全停止信号、監査証跡フォーマットです。日本は通信 SEP での知見を持っているため、これをロボティクス標準に移植できれば、部品・装置・保守・ソフトの分断を乗り越えやすい。ここで重要なのは、すべてを特許で囲い込むことではなく、**コアは FRAND、参照実装はオープン、差別化部分は特許か秘密管理**という役割分担です。[31]

第五に、**大学発 AI/ロボット知財の契約実装を標準化**すべきです。大学知財 GGL が示す通り、課題は知財マネジメント不足だけでなく、契約マネジメント不足、社会実装予算不足、スピナウト時の設計不足です。したがって、背景知財の留保、改良発明の帰属、研究公表猶予、ソフトウェア更新権、データ利用権、株式・新株予約権を含む対価設計を、AI/ロボット分野向けに具体化したモデル契約に改訂すべきです。[32]

第六に、安全・責任面では、**PL 法+安衛法+AI 民事責任手引き**を統合した「安全ケース型認証」を導入すべきです。ポイントは、製品出荷時だけでなく、運用後

のモデル更新・チューニング・環境変化時にも適用できることです。提出物は、危険源分析、データ来歴、学習・評価履歴、更新履歴、停止権限、ログ保全、事故時の初動手順、保険通報条件のセットが望ましい。ロボティクスでは知財と安全が切り離せないため、保険会社・認証機関・需要家を巻き込んだ証拠フォーマット統一が必要です。[33]

## Open questions / limitations

本報告は、政府公式文書、法令、特許庁・文化庁・PPC・NEDO等の一次資料を優先し、そこから高信頼に言えることを中心に構成しました。そのため、**主要学術論文の注釈付き包括文献表**までは本文に展開していません。技術面の補助文献としては、ロボット基盤モデル、実機データ、Sim2Real、VLA、オープンソース実装に関する代表論文群を別紙で補うのが望ましいですが、本報告の本文では政策制度との接続を優先しました。[34]

また、「AIロボティクス実装ロードマップ」は戦略本文自身が見直し予定を明示しており、分野別導入目標や各省庁の制度改正の具体像は流動的です。個人情報保護法の見直しも継続中であるため、介護・警備・小売・インフラ保守における映像・音声・生体関連データの扱いは、今後の制度設計で変わる可能性があります。したがって、本報告の提言は、**現時点での最適解**というより、**戦略を実装可能な知財ガバナンスへ変換するための優先順位表**として読むのが適切です。[35]

---

[1][19]

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20180615001-1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20180615001-1.pdf)

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20180615001-1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20180615001-1.pdf)

[2][3][5][6][7][12][14][15][18][21][34][35] [https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai-semi\\_wg/2kai/siryoy4\\_2.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai-semi_wg/2kai/siryoy4_2.pdf)

[https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai-semi\\_wg/2kai/siryoy4\\_2.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai-semi_wg/2kai/siryoy4_2.pdf)

[4] [9] [26] [28]

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization.html)

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization.html)

[8] <https://laws.e-gov.go.jp/law/507AC0000000053>

<https://laws.e-gov.go.jp/law/507AC0000000053>

[10] [11] [20]

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf)

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf)

[13] [25] [https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/2025\\_report\\_ai.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/2025_report_ai.pdf)

[https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/2025\\_report\\_ai.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/2025_report_ai.pdf)

[16] [23] [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai\\_bunkakai/document/20-shiryous01.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai_bunkakai/document/20-shiryous01.pdf)

[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai\\_bunkakai/document/20-shiryous01.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai_bunkakai/document/20-shiryous01.pdf)

[17] <https://www.fanuc.co.jp/ja/ir/annualreport/pdf/annualreport2019.pdf>

<https://www.fanuc.co.jp/ja/ir/annualreport/pdf/annualreport2019.pdf>

[22] [32] [https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html)

[https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html)

[24] [33] <https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001-1.pdf>

<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001-1.pdf>

[27]

[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/94035501\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/94035501_04.pdf)

[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/94035501\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/94035501_04.pdf)

[29] <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>

[30] [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-1\\_seidokaiseihousin.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-1_seidokaiseihousin.pdf)

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-1\\_seidokaiseihousin.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-1_seidokaiseihousin.pdf)

[31] <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/rev-seps-tebiki/guide-seps-ja.pdf>

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/rev-seps-tebiki/guide-seps-ja.pdf>